

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (入野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農業の主たる担い手は、地域の耕作者で構成する既存の集落営農組織(入野営農組合)であるが、当地域においても高齢化が進み、耕作者の半数以上が65歳以上となっている。

また、将来の営農については、現状維持の意向の農家より、規模縮小及び離農の意向の農家の方が多いため、担い手の育成・確保が課題となっている。

有害鳥獣による農作物や農地被害も多く、とりわけイノシシについては農道被害まで拡大してきている。また、中山間地域特有の傾斜があり、法面管理など困難を極めている。

地区外の認定農業者(農事組合法人)が、約2haを耕作している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を当地域の主要作物に位置付けるとともに、集落全体として現状の耕作水準を確保・維持できるよう集落営農組織を中心とした営農に取り組む。

併せて、規模縮小の意向のある農地については、地区内で営農を行っている認定農業者(農事組合法人)を中心に打診をするなど集積化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付けを進めつつ、既存の集落営農組織や認定農業者(農事組合法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
規模縮小の意向のある農地を対象に農地中間管理機構を活用し、段階的に農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については集落全体の7割程度でほ場整備が完了済である。未整備地の基盤整備事業への取組については考えていない。一方、農地が中山間地域等直接支払制度の対象となっている地理的状況から、農地の大区画化等は困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの多様な経営体が新たな耕作者になる意向を示している場合には、三木市やJAと連携しながら、取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、兵庫みらい農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落全体で有害鳥獣の侵入防止柵の設置などに継続して取り組む。
 ③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。
 ⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。